

大樹町 認知症ケアパス



認知症ケアパスとは

「認知症の状態に応じたサービス提供の流れや対応方法」を示したもので、認知症かもしれない…と思った時や、認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度や社会資源が使えるかなどの情報をまとめたものです。

認知症は病気の進行によって、病状が変化します。

どの時期にどのような支援が必要になるか、大まかな目安が一覧で、見られるようになっていますので、今後を見通す参考としてください。

困ったときは…

大樹町地域包括支援センターへ ☎01558-6-2200



大樹町



平成 30 年 12 月 1 日発行

もくじ

認知症について	1
認知症を引き起こすおもな病気	2
介護保険在宅サービス	3
入所施設など	4
認知症の症状と対応・支援内容	5

認知症について

認知症とは？

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったりして、脳の司令塔の働きに不都合が生じ、さまざまな障害が起こり、生活する上で支障が、およそ6カ月以上継続している状態を指します。

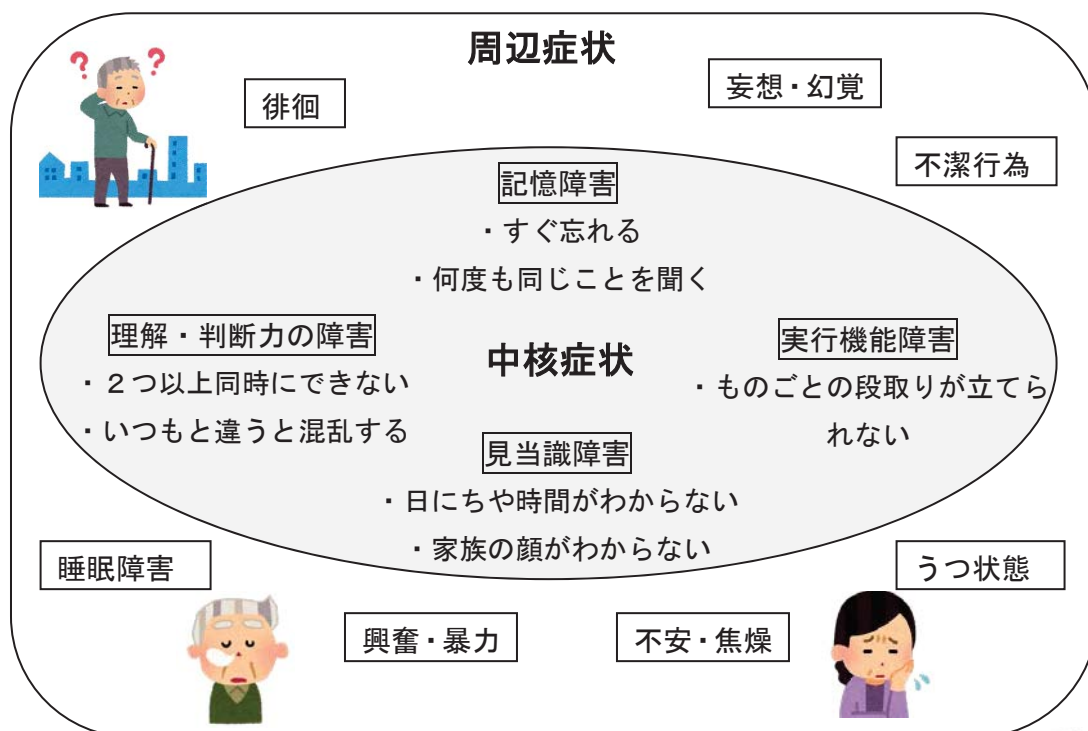


どんな症状？

認知症には「中核症状」と「周辺症状」の症状があります。

「中核症状」は、脳の細胞が壊れて直接起こる症状で、認知症本来の症状です。

「周辺症状」は、中核症状をもとに本人の性格や環境、人間関係などの要因により精神症状や行動に支障が起きる症状です。



「認知症かもしれない」と思ったら

まずは、かかりつけ医や専門医療機関に相談してみましょう。

早期発見、早期受診・診断、早期治療が大事です！

アルツハイマー型認知症は、薬で進行を遅らせることが期待できます。



認知症を引き起こすおもな病気

<アルツハイマー型認知症>	症状や傾向
いちばん多い認知症で、全体の約6割を占める病気です。脳の細胞がゆっくりと死んで脳が縮んで小さくなることで起きる病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ●物忘れが徐々に現れる ●ゆっくりと症状が進行する ●時間や場所がわからなくなる ●不安・うつ・妄想が出やすい
<レビー小体型認知症>	症状や傾向
脳内に「レビー小体」という特殊な物質がたまり、脳の細胞が損傷を受けて起きる病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ●物忘れの他に幻視がある (「虫がいる」「部屋に子供がいる」など) ●手足が震え、歩行が小刻みになる ●ゆっくりと症状が進行する
<前頭側頭型認知症>	症状や傾向
頭の前にある前頭葉と、横にある側頭葉の萎縮により起こる病気です。65歳未満の若年発症することが多い。	<ul style="list-style-type: none"> ●物忘れはあまりみられない ●暴力的で自分勝手に行動する ●信号無視などルールが守れない ●こだわりが強くなる
<脳血管性認知症>	症状や傾向
脳梗塞、脳出血などにより脳の細胞に血液がいきわたらなくなり、その部分の脳細胞が死んでしまい起きる病気です。	<ul style="list-style-type: none"> ●再発のたび段階的に進行する ●脳の損傷部分により、歩けなくなったり手足に麻痺がでる ●意欲低下、複雑な作業ができない ●物忘れがあっても判断力は保たれる
<軽度認知障害(MCI)>	
<p>認知症とは診断されないが物忘れがある。</p> <p>日常生活に大きな影響はなく、自立した状態。正常な状態と認知症の間であり、認知症予備軍と言われています。</p>	

介護保険在宅サービス

通所系サービス	<p>デイサービス（通所介護）</p> <p>送迎にてデイサービスセンターなどに通い、レクリエーションや運動、食事、入浴のサービスを日帰りで受けることができます。</p>
	<p>デイケア（通所リハビリテーション）</p> <p>送迎にて介護老人保健施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のためリハビリテーションを日帰りで受けることができます。</p>
ホームヘルパー（訪問介護）	<p>ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や生活援助を行います。</p>
訪問看護	<p>自宅で医療的な処置が必要な場合に看護師などが訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。</p>
訪問リハビリテーション	<p>理学療法士や作業療法士が自宅に訪問し、リハビリをします。</p>
ショートステイ （短期入所生活介護） （短期入所療養介護）	<p>特別養護老人ホーム・介護老人保健施設などに短期間宿泊し、介護や機能訓練、食事、入浴などのサービスを受けることができます。</p>
住宅改修費支給	<p>手すり設置など住宅改修をした時、20万円を上限に費用が支給されます。自己負担は1～3割です。</p>
福祉用具	<p>車イスや歩行器など、1～3割負担で購入またはレンタル（商品によります）できます。</p>



入所施設など

介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。在宅復帰を支援。 対象：要介護1～5
特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。 対象：原則、要介護3以上
介護医療院	医療的ケアを必要とする人向けの施設です。
グループホーム	認知症の高齢者が少人数で介護を受けながら共同生活する施設です。 対象：原則65歳以上で要支援2以上 認知症の診断がある
介護付有料老人ホーム	介護職員が常駐し、介護サービスが受けられます。 対象：原則65歳以上で混合型は自立以上、 介護専用型は要介護1以上
住宅型有料老人ホーム	食事の提供等があります。24時間介護を前提した職員はいません。介護が必要な方は別途、外部事業者と契約し在宅介護保険サービス利用になります。 対象：60歳以上で自立～要介護（軽度）
サービス付高齢者向け住宅	個室に浴室、キッチン、トイレ等あります。「サービス付」とは、安否確認と生活相談です。介護が必要な方は別途、外部事業者と契約し在宅介護保険サービス利用になります。 対象：60歳以上で自立～要介護（軽度）
ケアハウス一般型 （軽費老人ホーム）	食事の提供等があります。介護が必要な方は別途、外部事業者と契約し在宅介護保険サービス利用するか、退去する必要があります。 対象：身寄りがなく独居に不安ある60歳以上
ケアハウス介護型 （軽費老人ホーム）	介護職員が常駐し、介護サービスが受けられます。 対象：身寄りがなく独居に不安ある65歳以上 要介護1以上

※その他、養護老人ホームや高齢者下宿等もありますが、これらは認知症になった場合も利用できるかは、施設側と相談になります。

認知症の症状と対応・支援内容

※人によって症状の現れ方や進行の速さは様々です。下記の症状があっても必ず認知症ということではありません。

気づき～軽度		中度	重度
認知症の心配がない	認知症の疑い	症状があっても日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要 常に介護が必要

本人の様子	家族・周囲の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●年齢相応のもの忘れ ●約束したことを忘れる ●物事が覚えにくい ●不安・焦り・いらいら ●何回も同じことを言ったり尋ねる ●物を探すが増える ●忘れることは多いが日常生活は自立している 	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的にシンプルにゆっくりと話す ●早期受診、主治医へ変化を伝える ●できる範囲の役割をもってもら ●新聞・郵便がたまっていないかなど生活の変化に注意する ●何度も同じことを聞かれても、親切に対応する ●いつもと違う、何か様子がおかしいと思ったら、早めに家族や地域包括支援センターに相談する
<ul style="list-style-type: none"> ●本人が地域の行事やボランティアを行うなど社会参加してもらうよう積極的に誘う ●家庭内で役割をもってもらい、継続できるようにする ●日頃から挨拶交わすなど関わりを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の話を否定しない ●間違いがあっても責めたり否定しない ●できないことは無理にさせない ●衣類や持ち物に名前と連絡先を書いておく ●徘徊を見つけたら、声をかけて誘導する ●介護者も大変なため、介護サービス等を利用し心身の健康管理に気を付ける ●困ったことがあれば、担当のケアマネージャーや地域包括支援センターに相談する
	<ul style="list-style-type: none"> ●表情が乏しい ●会話が成り立ちにくい ●家族の顔や使い慣れた道具がわからない ●ほぼ寝たきりで意思疎通が難しい ●尿意や便意を感じにくい
	<ul style="list-style-type: none"> ●食事が排せつなどの普通の生活でできないが増え、合併症を起こしやすくなることを理解する ●体調の変化に注意する ●どのような最期を迎えるか家族間でよく話し合う

認知症の進行に合わせて受けられる支援内容

- ◎地域包括支援センター☎6-2200
高齢者の介護・健康・福祉に関する総合相談窓口。介護保険サービスなどを利用するために相談することもできます。
- ◎居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)
利用者が日常生活を送るために必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、サービス利用の連絡調整を行います。
- ◎認知症カフェ(地域包括支援センター)
あいじゅカフェは、月末の火曜日または木曜日に開催。体操・茶話会をしています。認知症の人、その家族、介護の心配をしている人など誰でも参加できます。専門職もいますので、介護のことについて個別に相談することもできます。
- ◎日常生活自立支援事業(社会福祉協議会☎6-4130) ◎成年後見制度(地域包括支援センター)
財産管理や身上監護など、ご本人の権利を守るための制度を利用することができます。
- ◎交流など
ことぶき大学
老人クラブ
ふまねっとクラブ
介護予防教室
- ◎総合事業で利用できるサービス
ふれあいサポーター
ホームヘルパー
デイサービス
- ◎徘徊高齢者等SOSネットワーク(高齢者支援係☎6-2200)
事前に届け出をし登録。実際に行方不明になった時、警察や施設など協力機関により早期発見することができます。
- ◎介護保険で利用できる主な在宅サービス→詳細はP3
 - ◆訪問介護:ホームヘルパーに訪問してもらい、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等、生活援助を受けることができます。
 - ◆通所サービス:デイサービスやデイケアに通い、入浴、レクリエーション、リハビリを受けることができます。
 - ◆ショートステイ:ご本人の心身機能の維持回復、家族の介護負担軽減を目的として施設に短期間宿泊することができます。
 - ◆訪問看護・訪問リハビリ:自宅で健康状態の管理やリハビリを受けることができます。
- ◎介護保険サービスが利用できる施設/その他施設→詳細はP4
 - ◆特別養護老人ホーム:常に介護が必要で在宅生活が困難となった方が介護を受けながら生活できます。
 - ◆介護老人保健施設:在宅復帰を目的として施設へ入所し、心身の機能回復訓練を受けることができます。
- ◎かかりつけ医:日常の健康管理も含め、早い段階でかかりつけ医に相談ができる体制を作っておきましょう。
- ◎かかりつけ薬局:薬の飲み方や管理方法について相談できます。
- ◎認知症疾患医療センター:認知症に関する鑑別診断、急性期治療、専門相談を受けることができます。